

障がいのある方の雇用助成制度等について知りたい

「障害者雇用納付金制度」に基づく各種助成金等

「障害者雇用納付金制度」は、障がいのある方を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がいのある方を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

対象者

事業主

内容

(1) 障害者雇用調整金等

① 障害者雇用調整金（申請期間は、令和6年4月1日～5月15日）

常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用障害者数を超過して雇用する障がいのある方1人につき月額29,000円を支給します。

② 報奨金（申請期間は、令和6年4月1日～7月31日）

常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超過して雇用する障がいのある方1人につき月額21,000円を支給します。

③ 特例給付金（申請期間は、上記①または②に同じ）

1人以上の常用障害者及び特定短時間障害者（週の労働時間が10時間以上20時間未満）を雇用している常用雇用労働者が100人を超える事業主に対し特定短時間障害者1人につき月額7,000円、常用雇用労働者が100人以下事業主に対し特定短時間障害者1人につき月額5,000円を支給します。ただし、常用障害者数が上限となります。

(2) 各種助成金

① 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がい克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設や作業設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設の設置や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置を行う場合に支給します。

② 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を現に雇用している事業主等が、障がい者の福祉の増進のために障がい特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

③障害者介助等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

④重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障がい者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障がい者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障がい者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。

⑥職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障がい者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となったため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

⑦障害者雇用相談援助助成金

対象障がい者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

⑧障害者能力開発助成金

障がい者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

詳細な内容は下記の機関にお問い合わせください。

活用方法

下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL : 092-718-1310 URL : <https://www.jeed.go.jp/disability/index.html>

